

公共工事における技術者の配置について

八 女 市

公共工事においては、現場代理人及び主任技術者等（主任技術者又は監理技術者をいう。）の配置が必要になります。

1 現場代理人について

（1）現場代理人の常駐について

現場代理人は、工事現場に常駐することを契約約款において義務づけています。「常駐」とは、当該工事のみを担当しているだけでなく、工事期間中、特別な理由がある場合を除き常に工事現場に滞在していることを意味するものであり、施行上必要とされる労務管理、工程管理、安全管理等を行い、発注者又は監督職員との連絡に支障をきたさないようにしなければなりません。

（2）現場代理人の兼務

現場代理人は常駐を要することから、特別な場合を除いて外の工事と重複して現場代理人となることはできません。

2 主任技術者等について

（1）主任技術者等の専任について

公共性のある工作物に関する重要な工事において設置する主任技術者等は、工事1件の請負金額が4,000万円) 建築一式工事においては8,000万円) 以上の場合は、原則として工事現場ごとに専任で配置しなければなりません。
(特別な場合を除く)

3 営業所の専任技術者について

（1）営業所の専任技術者とは

建設業法第7条第2項において、建設業の許可要件として、建設業者は営業所ごとに、また許可を受けようとする建設業ごとに専任の技術者を置かなければならないこととされています。

「専任」とはその営業所に常勤し、専らその職務に従事することを意味します。なお、1人で複数工種の営業所の専任技術者を兼任することは可能です。

(2) 現場代理人との兼務について

現場代理人は、工事現場に常駐しなければならないため、営業所の専任技術者との兼務はできません。

(3) 主任技術者と監理技術者との兼務について

主任技術者又は監理技術者が専任を要する場合を除き、次の要件を満たせば営業所の専任技術者との兼務が可能です。

- ① 当該営業所において請負契約が締結された工事
- ② 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事する程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとれる体制にあること。

4 現場代理人と主任技術者等との兼務について

同一請負契約に限り、現場代理人と主任技術者又は監理技術者は兼務することは可能です。

5 配置技術者等の変更について

配置技術者等については、適正な施工確保を阻害する恐れがあることから、原則工期途中での交代は認めておりません。なお、一般競争入札においては、入札参加申込時に配置予定技術者を届け出た時点から原則として変更を認めません。ただし、死亡、傷病、退職等やむを得ないと認められる事情がある場合等を除きます。

6 その他

各種書類への虚偽記載や、前期の留意事項に違反した場合は、指名停止の措置を行うことがあります。